

山口県報

令和7年
8月1日
(金曜日)

目次

○告示

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなければならない区域の指定(環境政策課).....一

保安林予定森林(山口市)(森林整備課).....一

保安林の指定(岩国市)(森林整備課).....一

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改
正(会計課).....二

○公告

県営上段地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課).....二

契約の締結(水産振興課).....二

○公安委告示

免許関係事務の委託(三件).....三

山口県告示第二百四十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有
害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和七年八月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 形質変更時要届出区域

周南市新宮町二二〇〇の一部

二 特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十
号から第十三号までの規定への該当

土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

山口県告示第二百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保
安林を次のように指定する予定である。

令和七年八月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

山口市阿東徳佐上字市ヶ迫一〇五〇六の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準
伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口
市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保
安林を次のように指定する。

令和七年八月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

岩国市周東町祖生字辺田六二八の一、六三二、一〇二二九、一〇二四四の二、字敷ヶ原六三五の一、由宇町字祖生内一〇二五五の一、一〇二六二、一〇二六九、一〇一七一、一〇一七二、一〇一七四の一、一〇一七四の二、一四二三七、一四二三八、字岩本一〇一七三、一〇一七五の一、一〇一七七、字大峠一〇一七八、一〇一八一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百五十二号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示(平成三年山口県告示第九百三十二号)の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年八月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

二の表株式会社西京銀行の項中「収納事務」の下に「(県外に所在する店舗にあつては、口座振替の方法によるもの及びマルチペイメントネットワークを利用する方法によるものに限る。)」を加える。

三の表株式会社十八親和銀行の項を削る。



(二四八) 県営上段地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営上段地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和七年八月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営上段地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年八月四日から同月二十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト

(二四九) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和七年八月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地

山口県水産研究センター 長門市仙崎二八六一番地の三

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

漁業調査船かいせいの定期検査業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和七年六月三日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

MHI下関エンジニアリング株式会社 下関市彦島江の浦町六丁目一六番一号

六 落札金額

八千四百三十三万七千円

七 入札公告日

令和七年四月十八日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県水産研究センター所長 瀧谷 賢司

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方法

最低価格



山口県公安委員会告示第三十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条第一項の規定により、次のとおり
免許関係事務を委託した。

令和七年八月一日

山口県公安委員会

一 受託法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

名

称 住

所

代表者の氏名

一般財団法人山口県交通安全協会 山口市小郡下郷三五六〇の二

村田 常雄

二 免許関係事務の内容

(一) 限定解除審査申請に係る事務

(二) 運転免許条件申請に係る事務

(三) 運転免許証（以下「免許証」という。）の交付に係る事務

(四) 免許証の電磁的方法による記録に係る事務

(五) 免許証の記載事項変更届出に係る事務

(六) 免許証の再交付申請に係る事務

(七) 免許証又は免許情報記録の更新申請に係る事務

(八) 運転経歴証明書の交付申請に係る事務

(九) 免許証及び国外運転免許証の返納に係る事務

(十) その他免許事務に必要な事項

三 免許関係事務を処理する場所

名 称	所 在 地
周南運転免許センター	周南市毛利町二丁目三八 山口県周南総合庁舎四階
岩国警察署	岩国市麻里布町六丁目一五番二〇号
広瀬幹部交番	〃 錦町広瀬五三の八
柳井警察署	柳井市南町二丁目四番一八号
周防大島幹部交番	大島郡周防大島町大字久賀五〇六六の八
光警察署	光市中央二丁目一番一四号
下松警察署	下松市大手町三丁目二番一号
周南警察署	周南市大字徳山五六三二の四
周南西幹部交番	〃 大字富田二七四六の一
防府警察署	防府市駅南町七番二二号
山口警察署	山口市吉敷下東四丁目一七番一〇号
阿東幹部交番	〃 阿東生雲西分二〇四四の一
宇部警察署	宇部市常藤町三番一号
山陽小野田警察署	山陽小野田市日の出二丁目六番一〇号
厚狭幹部交番	〃 大字厚狭九四六の一
小串警察署	下関市豊浦町大字小串一九一の一
美祢警察署	美祢市大領町東分三二二

長門警察署	長門市東深川七七七
萩警察署	萩市大字土原四七六の一
江崎幹部交番	〃 大字下田万二二五四の一
下関警察署	下関市細江町二丁目三番八号
長府警察署	〃 長府才川一丁目四四番四五号
豊田幹部交番	〃 豊田町大字殿敷一八九三の八

四 委託の期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

山口県公安委員会告示第三十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条第一項の規定により、次のとおり免許関係事務を委託した。

令和七年八月一日

山口県公安委員会

一 受託法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社ヒューマン・クリエイト 北九州市小倉北区室町二丁目一〇 片山 正之 番四号

二 免許関係事務の内容

- (一) 運転免許証（以下「免許証」という。）の交付に係る事務
(二) 免許証の電磁的方法による記録に係る事務
(三) 免許証の記載事項変更届出に係る事務
(四) 免許証の再交付に係る事務
(五) 免許証又は免許情報記録（以下「免許証等」という。）の更新申請に係る事務
(六) 免許証及び国外免許証の返納に係る事務
(七) 国外免許証の交付申請に係る事務
(八) 免許証等の更新連絡書等の作成送付に係る事務
(九) その他免許事務に必要な事項

三 免許関係事務を処理する場所

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

四 委託の期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

山口県公安委員会告示第三十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条第一項の規定により、次のとおり免許関係事務を委託した。

令和七年八月一日

山口県公安委員会

一 受託法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

有限会社大島自動車センター 大島郡周防大島町大字久賀一〇〇 岡本 靖純 七

岩国自動車関係業者協同組合 岩国市錦見七丁目一番四〇号

株式会社柳井自動車学校 柳井市柳井一六九七の二

光興産株式会社 光市大字立野八四三

株式会社下松自動車学校 下松市大字切山二九六の二

株式会社周南自動車センター 周南市築港町一〇番一〇号

株式会社トモタ 〃 新田二丁目六番一号

株式会社山口県高等自動車学校 〃 山口市朝倉町二番三号

一般財団法人山口県交通安全協会 〃 小郡下郷三五六〇の二

有限会社山口そうごう自動車学校 〃 〃 七六二

株式会社湯田自動車学校 〃 葵二丁目四番五五号

株式会社山口県小郡自動車学校 〃 小郡下郷七六八

学校法人宇部学園 宇部市西琴芝二丁目二番一八号

三和企業株式会社 〃 大字妻崎開作二〇二五の三

株式会社厚狭自動車運転技術振興会 山陽小野田市大字鴨庄六九の一

株式会社二二 福岡県豊前市大字松江一三八一の一

株式会社山陽自動車学校 〃 下関市長府高場町一番一号

学校法人早稲学園 〃 上田中町八丁目三番一号

学校法人長門高等学校
一般財団法人萩交通安全事業普及
協会
萩市大字江向四六の一
村田 勇吉
中谷 伸

二 免許関係事務の内容

- (一) 仮運転免許試験に係る事務（試験の結果の判定に係る事務を除く。）
(二) 仮運転免許証の作成及び交付に係る事務
(三) 仮運転免許証の記載事項変更届出に係る事務
(四) 仮運転免許証の再交付申請に係る事務
三 免許関係事務を処理する場所

名 称	所 在 地
大島自動車学校	大島郡周防大島町大字久賀一〇〇七
岩国自動車学校	岩国市錦見七丁目一番四〇号
山口県柳井自動車学校	柳井市柳井一六九七の二
山口県玖西自動車学校	岩国市周東町上久原一一の二
光自動車学校	光市大字立野八四三
山口県下松自動車学校	下松市大字切山二九六の二
山口県周南自動車学校	周南市大字栗屋一〇四一の二
山口県南陽自動車学校	〃 新田二丁目六番一号
山口県高等自動車学校	防府市大字浜方五八
山口県宇部自動車学校	宇部市大字沖宇部一
山口県下関自動車学校	下関市後田町四丁目一六番一号
山口県さうごう自動車学校	山口市大内千坊六丁目八番一〇号
山口県湯田自動車学校	〃 葵二丁目四番五五号

四 委託の期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

山口県小郡自動車学校	〃 小郡下郷七六八
宇部中央自動車学校	宇部市西琴芝二丁目八番三二号
西日本自動車学校	〃 大字妻崎開作九三四の一
山口県厚狭自動車学校	山陽小野田市大字鴨庄六九の一
アイルモータースクール下関	下関市菊川町大字吉賀一五八八
山陽自動車学校	〃 長府高場町一番一号
早鞆自動車学校	〃 安岡本町三丁目二〇番一号
長門自動車学校	長門市東深川一一八八の一七
山口県萩自動車学校	萩市大字江向四六の一

令和七年八月一日
印刷
発行

発行人
所

山口県知事
庁